

運航基準（新）
あらた2号
令和5年4月1日
株式会社 金子港湾

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条

この基準は、安全管理規程に基づき、交通船及び作業船船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条

1 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
東京港内		15m/s以上	1.0 m以上	1,000m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15m/s以上	波高	1.0m 以上
----	---------	----	---------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条

船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が1000m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条

船長は、着岸予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
東京港内		15m/s以上	1.0m以上	1000m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2

運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を作業日報に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条

1 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。
(基準経路)

第6条

- 1 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。
- 2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用(第1)基準経路	周年
第2基準経路	東京港海域の風向が南～南東で風速が15m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
(速力基準等)

第7条

1 速力基準は、次表のとおりとする。

(第108五十鈴丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1.8ノット	500rpm
微速	2.7ノット	700rpm
半速	5.5ノット	1100rpm
航海速力	11ノット	2520rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。
(特定航法)

第8条

14号地東京港作業船係留委員会係留棧橋付近の航法

- (1) 12号地東京港作業船係留委員会係留区域から出て、14号地東京港作業船係留委員会係留棧橋へ接舷する際や、付近を航行する際には航跡波を立てない航行(微速2ノット以下)とすること。
- (2) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

(連絡方法)

第9条

船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社もしくは現場事務所	会社支給船舶電話
(2)	緊急の場合	本社又は現場事務所	会社支給携帯電話、緊急用個人携帯電話

(機器点検)

第10条

船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)100m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条

船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を作業日報に記録するものとする。